

立地適正化計画を策定しました

建設課まちづくり整備室 TEL 25-1175

計画策定の背景・目的

市では、人口減少や少子高齢化が進む中、将来も生活サービスや公共交通を維持するため、新たな立地適正計画を策定しました。

この計画では、街の中心部や公共交通の沿線へ、住まいや病院・お店などを穏やかに集め、持続可能なまちづくりを進めます。同時に、離島や中山間部の地域特性にも配慮し、南海トラフ地震の津波リスクに対応した安全・安心な環境づくりに取り組みます。なお、本計画は8月1日(土)より運用を開始します。

区域設定の考え方

人口密度を保ち地域を支える「居住誘導区域」

用途地域を基本に、人口動態や災害リスク、公共交通との関係を踏まえて居住誘導区域として設定します。

また、法令や都市計画運用指針に基づき、災害危険区域などは原則として区域から除外します。

一方で、本市の特性を踏まえ、比較的災害リスクの低いエリアへの居住誘導を進めます。

都市機能の充実「都市機能誘導区域」

鉄道駅やバスなど公共交通の利便性、商業施設の集積状況を踏まえ、都市の拠点となる区域を都市機能誘導区域として設定します。

また、本市の地理的特性から、津波などの災害リスクがある地域でも、防災・減災対策を前提に都市機能の維持・集約を図ります。

誘導区域外の考え方

誘導区域外においても、地域の实情や特性に応じた居住環境を維持し、生活拠点との連携を図りながら地域コミュニティの継続を目指します。

また、農村部や郊外部での居住を直ちに制限するものではなく、居住や都市機能の誘導はインセンティブを活用しながら、中長期的に緩やかに進めるものです。

届出制度について

都市機能誘導区域外(都市計画区域内)において誘導施設の建築などを行う場合、原則として、開発行為などに着手する30日前までに市への届け出が必要です。

※くわしくは、ホームページを確認してください。



鳥羽市立地適正化計画イメージ図

